

## 44講 診療情報の提供

さいたま地裁川越支部平成22年3月4日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所  
弁護士 伊藤 敬文

## ◆ 事案の概要

患者は、平成14年8月14日、業務中の事故によって頸椎捻挫等(1)の傷害を負い、他院への通院を経て、平成14年9月13日以降は被告病院において被告医師の診療を受けていた。平成17年7月12日、患者は勤務先の会社(以下「勤務先会社」という)に対して前記事故によって生じた損害の賠償を求める訴訟(以下「別件訴訟」という)を提起した。

別件訴訟において、勤務先会社は被告病院における患者の診療録、検査結果等の医療記録一式の送付を求める申し立て(2)を行い、裁判所から被告病院に対し文書送付の嘱託がなされた。被告医師はこれに応じ、患者の同意を得ることなく、平成17年11月8日、前記医療記録一式を裁判所に送付した(①)。

また、被告医師は勤務先会社側から求められ、患者の同意を得ることなく、患者のMRI画像の読影内容やそれについての意見、患者の症状についての意見等を説明するなどした(②)。

患者は、被告医師の前記①②の行為等によって、精神的苦痛を被ったとして、被告病院および被告医師に対して500万円の損害賠償を求めて訴訟(以下「本件訴訟」という)を提起した。

本件訴訟においては、被告医師が①文書送付嘱託に応じて医療記録一式を裁判所に送付したこと

の違法性②MRI画像の読影内容等の診療情報を勤務先会社側に提供したことの違法性が重要な争点となった(3)。

## ◆ 判決の要旨

被告医師による医療記録一式の裁判所への送付は、裁判所からの文書送付嘱託に応じて行われたものであり、個人情報保護法23条1項1号所定の「法令に基づく場合」(4)に当たるから、本人の同意を得なくても許されるものであるとして、違法性を否定した(争点①)。

しかし、勤務先会社側に対して患者のMRI画像の読影内容やそれについての意見、患者の症状についての意見等を説明するなどしたことについては、文書送付嘱託に応じて送付された医療記録に記載された以上の内容が含まれており、患者本人の同意を得ていない以上、正当化できない(違法である)と判断し(争点②)、結論として被告病院および被告医師に対して、100万円の損害賠償を命じた。

この判決に対しては双方が控訴し、控訴審で和解が成立している(和解内容は不明)。

## ◆ この判決をどう理解するか

医師は患者との関係で守秘義務を負っている(刑法134条参照)。また、個人情報保護法23条1項は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに、本人以外の第三者に個人情報を提供すること

を禁止している。もっとも例外として、一定の場合には本人の同意なしに第三者に対する情報提供が認められており、その一つに「法令に基づく場合」がある。

本件では、被告医師は患者の同意を得ずに、①裁判所への医療記録の送付および②勤務先会社側に対するMRI画像の読影内容の説明等を行っていた。このうち、②については個人情報保護法に定める例外にもあたらないことから、正当化できないとして違法性を認める一方、①については、文書送付嘱託が民事訴訟法226条に規定されたものであり「法令に基づく場合」にあたるとして、本人の同意なしに裁判所に送付したことは違法ではないと判断したものである。

交通事故や労災事故等では、加害者側から医療機関に対して病状照会等がなされることが少なくない。その場合、医師が負う守秘義務や前記個人情報保護法の規定等を踏まえ、原則として患者の同意を求めるべきであろう。患者の同意がない場合、前記個人情報保護法の例外にあたるか、例えば「法令に基づく場合」なのかを確認すること等が必要である。また、「法令に基づく場合」であったとしても、医師の負う守秘義務の重要性等に鑑みれば、患者のプライバシー保護の必要性が特に高い場合には、当該法令の定めの内容(例えば回答義

務があるのか否か等)をも考慮したうえで、情報提供を拒絶することも可能と考えられる。

なお、情報提供する場合であっても、病状照会等の内容に照らして必要な範囲で提供すべきことは言うまでもない。

## ◆ この裁判例からどう学ぶか

1. 診療情報の第三者提供には原則として患者本人の同意が必要
2. 患者本人の同意がない場合、情報提供を正当化する根拠の有無・内容や、患者のプライバシー保護の必要性の高さを考慮したうえで提供の可否を決すべき

- (1) その後、被告医師はMRIの所見から被告病院で加齢による頸椎ヘルニアと診断していた。
- (2) 文書送付嘱託の申立(民事訴訟法226条)であり、裁判所がこれを採用すると、裁判所から文書の所持者に文書送付の嘱託がなされる。
- (3) 本件では、このほかに被告医師が内容虚偽の意見書を作成したか否かという点も争点となっていた(その点については、裁判所は否定した)。
- (4) 「法令に基づく場合」は文書送付嘱託以外にも、調査嘱託(民事訴訟法186条)、捜査関係事項照会(刑事訴訟法197条)、弁護士会照会(弁護士法23条の2)等さまざまなものがある。